

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」

(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

2) 満期保有目的の債券以外の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・・・・職員の退職給付の支給に備えるため、
職員給与等規程に則り計算した当期末における
退職給付債務に相当する金額を計上している。

役員退職慰労引当金・・・役員の退職慰労金の支給に備えるため、
役員及び評議員等の報酬等に関する規程に則り計算した
当期末における退職給付債務に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	22,151,842,488	20,685,615,337	0	42,837,457,825
定期預金等	470,913,000	0	304,333	470,608,667
小 計	22,622,755,488	20,685,615,337	304,333	43,308,066,492
特定資産				
役職員退職引当資産	13,306,667	5,115,555	0	18,422,222
助成寄附金引当資産	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
学術振興事業基金	1,546,400,000	0	0	1,546,400,000
法人運営事業基金	1,000,500,000	0	0	1,000,500,000
公益充実資金	0	170,000,000	0	170,000,000
特定費用準備資金	0	120,000,000	0	120,000,000
小 計	2,565,206,667	300,115,555	5,000,000	2,860,322,222
合 計	25,187,962,155	20,985,730,892	5,304,333	46,168,388,714

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	42,837,457,825	(42,837,457,825)	(0)	—
定期預金	470,608,667	(470,608,667)	(0)	—
小 計	43,308,066,492	(43,308,066,492)	(0)	—
特定資産				
役職員退職引当資産	18,422,222	—	—	(18,422,222)
助成寄附金引当資産	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
学術振興事業基金	1,546,400,000	(1,546,400,000)	(0)	—
法人運営事業基金	1,000,500,000	(1,000,500,000)	(0)	—
公益充実資金	170,000,000	(170,000,000)	(0)	—
特定費用準備資金	120,000,000	(120,000,000)	(0)	—
小 計	2,860,322,222	(2,841,900,000)	(0)	(18,422,222)
合 計	46,168,388,714	(46,149,966,492)	(0)	(18,422,222)

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益（受取配当金）計上による振替額	542,042,940
基本財産運用益（定期預金）計上による振替額	1,803,913
特定資産運用益（助成寄附金利息）計上による振替額	1,352
特定資産運用益（基金利息）計上による振替額	5,877,150
特定資産運用益（公益充実資金等利息）計上による振替額	590,358
受取寄附金取崩しによる振替額	5,000,000
合 計	555,315,713

6. その他

(1) 金融商品の状況

1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式により資産運用する。

なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券、株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資産運用管理規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用管理規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

(2) 資産除去債務に関する注記

当法人は事務所に係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有している。

しかし、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、かつ、将来移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。

そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。